

令和4年度千葉県・千葉市 難病患者等ホームヘルパー養成研修実施要領

1 目的

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。

2 対象者

- (1) 「介護保険法施行規則」(平成11年厚生省令第36号)に定める介護職員初任者研修課程の修了者又は履修中の者及び平成25年度末までに介護職員基礎研修課程、1級課程、2級課程のいずれかの研修を修了している者
- (2) 「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成13年障発第263号 社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める居宅介護職員初任者研修課程の修了者又は履修中の者及び平成25年度末までに居宅介護従事者養成研修1級課程、2級課程のいずれかの研修を修了している者
- (3) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)に定める介護福祉士養成のための実務者研修の修了者又は履修中の者
- (4) 介護福祉士

上記の(1)から(4)のいずれかに該当する者で、原則として難病患者等ホームヘルプサービス事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者

3 開催日程及び場所

課程	日程	場所	定員
難病基礎課程Ⅰ	令和4年11月4日(金)	千葉市総合保健医療センター 4階会議室	15名
難病基礎課程Ⅱ	令和4年11月21日(月)	千葉県教育会館 203会議室	30名

4 研修カリキュラム等

(1) 各課程の受講対象者

課程	受講対象者
難病基礎課程Ⅰ	介護職員初任者研修課程の修了者又は履修中の者、2級課程研修の修了者及び介護福祉士
難病基礎課程Ⅱ	介護福祉士養成のための実務者研修の修了者又は履修中の者、介護職員基礎研修若しくは1級課程研修の修了者及び介護福祉士

(2) 研修カリキュラム 別添のとおり

(3) 受講料 無料

5 修了証書の交付 研修（各課程）終了後、当日に交付する。

6 受講申込み等

(1) 申込方法

別紙「令和4年度千葉県・千葉市難病患者等ホームヘルパー養成研修受講申込書 基礎課程Ⅰ」若しくは「令和4年度千葉県・千葉市難病患者等ホームヘルパー養成研修受講申込書 基礎課程Ⅱ」により、下記までFAXにて申し込む。

※電子メールによる申込みは受け付けない。

(2) 申込先

①基礎課程Ⅰ

申込先 : 千葉市保健福祉局健康福祉部 健康支援課 難病対策班
FAX 043-238-9946

②基礎課程Ⅱ

申込先 : 千葉県健康福祉部疾病対策課 難病・アレルギー対策班
FAX 043-224-8910

※基礎課程Ⅰと基礎課程Ⅱで申込用紙及び申込先が異なりますので、御注意ください。

(3) 申込期間

令和4年9月30日（金）～10月21日（金）

※申込期間に到着したもののみ有効（期間外に届いたものは無効）

(4) 受講者の選定

受講者の選定は、原則として先着順とする。ただし、受講者が1事業者に所属する者に偏らないように調整する場合がある。

(5) 受講決定の通知

参加不可の場合のみ、申込者に連絡をする。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては研修を中止する。研修を中止する際は受講決定者等に連絡をする。

(6) 受講上の留意点

研修参加者はマスクを着用すること。また、事前の検温、体調確認を行い、体調不良の場合は受講を自粛すること。